

社会的投資アプローチとジェンダー平等

——批判的考察

原 伸子

はじめに——福祉国家の変容と「ポジティブ・ウェルフェア社会」

- 1 「第三の道」と福祉の契約主義
 - 2 社会的投資アプローチと人的資本論
 - 3 エスピン - アンデルセンの「平等と効率の福祉革命」
- おわりに

はじめに——福祉国家の変容と「ポジティブ・ウェルフェア社会」

1990年代後半に登場する「第三の道」(Giddens 1998 = 1999)は、「ポスト新自由主義」(Simon-Kumar 2011: 442)の時代における福祉国家の変容とその理念を適切に表現するものである。ギデنزは、「第三の道」の政治的立場を「ポジティブ・ウェルフェア社会」(Giddens 1998 = 1999: 訳196)と呼び、ベバリッジが『社会保険および関連サービス』(Beveridge 1942 = 1969)のなかで戦後の社会保障制度の目標として掲げた「窮乏、疾病、無知、不潔、怠惰」という人類の「五大悪」に対する「宣戦布告」はすでに「ネガティブなものばかり」(Giddens (*ibid.*))であるとした。そして、これからの福祉のあり方は、「個人ならびに非政府組織が、富を創造するポジティブ・ウェルフェアの主役なのである。……指針とすべきなのは、生計費を直接支給するのではなく、できる限り人的資本 (human capital) に投資することである。私たちは、福祉国家のかわりに、ポジティブ・ウェルフェア社会という文脈の中で機能する社会的投資国家 (social investment state) を構想しなければならない」(*ibid.*: 訳195-197), という。

このような社会的投資アプローチは事実、1990年代後半以降、OECDやEUの雇用戦略の方法論的基礎となっている。以下に掲げる2005年のOECD社会問題担当省会合の最終コミュニケでは、新しい福祉国家の方法論的基礎であり政策指針である社会的投資アプローチと、その政策目的との関係が明確に述べられている⁽¹⁾。

「有効な経済政策は、現在利用できるよりも多くの資産を動員し機会を拡張するという意味

(1) 各国における社会政策は、1990年代後半以降、社会的投資アプローチに収斂しているように思われる。わが国においても、例えば、2015年8月に参議院本会議で可決され成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (女性活躍推進法)」は明確に「成長戦略」の一環に位置づけられている。

において有効な社会政策を補完するものである。同様に、有効な社会政策は経済的ダイナミズムを作り出し、フレキシブルな労働市場に資するためにも必要である。つまり、それは、子ども時代の経験が大人になった後の不利な状況をもたらさないようにすること、労働市場と社会からの排除を防ぐこと、そして高齢者を支えるための持続可能な制度的保障のために必要なのである。社会政策は不幸に直面したときに保護を与えることだけではなくて、人々の能力や潜在力の実現に投資することによって予防的でなければならない。」(Meeting of OECD Social Affairs Ministers, 2005-Extending Opportunities: How active social policy can benefit us all-Final Communique)

以上、見られるように OECD (2005) のコミュニケでは、労働市場のフレキシビリティの進展のもとで、子どもへの社会的投資、社会的包摂、そして高齢社会に対応した制度的保障が経済的ダイナミズムを作り出す「有効な社会政策」として掲げられている。そしてその政策パッケージの基礎に、われわれは、労働市場のフレキシブル化を背景とした「福祉から就労へ (welfare to work)」という福祉国家の理念の変化を読み取ることができる。後述するように、エスピン・アンデルセンもまた、社会的投資アプローチにもとづいて、それを「ライフコース・パースペクティブ」(Esping-Andersen ed. 2002: xvi)⁽²⁾と呼ぶ。人々は自らの「能力や潜在力」への投資にもとづいて労働市場へ参加することによって社会に包摂され、そのことによって経済的ダイナミズムを作り出すというのである。したがって、ティトマス (Titmuss 1974) の言葉を借りるならば、社会的投資アプローチは、社会政策が雇用政策に従属する「侍女モデル (Handmaiden Model)」(Titmuss, 1974: 31) の性格をもっているといえるだろう⁽³⁾。

本稿「3」で考察するように、エスピン・アンデルセンは、子どもへの社会的投資が、貧困層の子どもの社会的包摂と、その母親の労働市場進出を可能にすることによって「ジェンダー平等均衡」を達成するという。「ジェンダー平等均衡」とは、女性の「脱家族化」が達成されて初めて、「パレートの意味で真に最適なモデル」が成立して、社会総体として平等と効率性が実現するというものである (Esping- Andersen 2009=2011: 訳 35)。このように、子どもへの社会的投資とジェンダー平等を結びつける論理は、1990 年代後半以降、福祉国家の主流の考え方になっている。例えば、わが国においても「日本再興戦略改定 2015——未来への投資・生産性革命」(2015 年 6 月)、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (女性活躍推進法)」(2015 年 8 月)、さらに「子ども・子育て支援新制度」(2015 年 4 月 1 日施行)では、女性の活躍という「成長戦略」が展開さ

(2) 社会政策の効果を時間的パースペクティブでとらえる観点は、新自由主義においても見られる。新自由主義の場合は、現在の社会政策が福祉依存者を増大させることによって、将来世代の負債を増大させるというネガティブなものであった。それに対して、「第三の道」の社会的投資アプローチでは、現在の社会政策が将来の利潤や積極的效果を生み出す可能性がある場合には、国家によってその社会政策が「正当化」されるというものである (Jenson 2009: 450)。

(3) この表現は、ティトマスによる三つの社会政策モデル、「残余的福祉モデル」「産業業績達成モデル」「制度的再分配モデル」の区分のなかで用いられている。ティトマスは、「産業業績達成モデル」を「社会的ニーズが功績・労働パフォーマンスそして生産性に見合うものとされている」という意味で「侍女モデル (Handmaiden Model)」と呼んでいる。

れるとともに、「保育所と幼稚園への選択と競争の導入」（後 2015）による保育への社会的投資が目標として掲げられている。

ところで、ここで注目されるのは、近年、わが国における保育所問題が社会的投資戦略を根拠として語られ始めていることである。例えば、池本（2016）や大竹（2015）は、ジェームズ・ヘックマン（2013 = 2015）の「幼児教育の経済学」を根拠に、就学前の子どもに対する社会的投資の「ハイリターン」を主張する⁽⁴⁾。ヘックマンは、1960年代に2年間、アメリカで行われた、経済的に恵まれない3歳から4歳のアフリカ系アメリカ人の子どもたちを対象にした「ペリー就学前プロジェクト」の追跡調査をもとに次のように述べている。「所得や労働生産性の向上、生活保護費の低減など、就学前教育を行ったことによる社会全体の投資収益率を調べると、15～17%という非常に高い数値が出た。つまり1万ドルの投資に対して、1500ドルから1700ドルのリターンが返ってくるほど、就学前の教育は、投資効果が高いものなのだ」（Heckman 2013 = 2015：訳 117）、と⁽⁵⁾。実際に、本稿「2」で検討するように、アメリカの「ペリー就学前プログラム」や「ヘッドスタート」プログラムは、ニューレイバーの子どもの貧困対策に大きな影響を与えることになった。

本稿の課題は、福祉国家の変容のもとで「政策指針となった」社会的投資アプローチの方法と政策の意味を、ジェンダー平等の観点から批判的に考察することである。果たして、社会的投資アプローチはジェンダー平等をどのように「推進」するのだろうか。以下、まず「1」で「第三の道」における「新しい福祉国家」の理念である「福祉の契約主義」と、その独自な平等概念である「資産の平等主義」を考察し、続いて「2」ではニューレイバーによる社会的投資アプローチと子どもの貧困対策の特徴について、「3」では、エスピン・アンデルセンによる「平等と効率の福祉革命」とジェンダー平等との関連について考察する。

1 「第三の道」と福祉の契約主義⁽⁶⁾

本節では、「ポジティブ・ウェルフェア社会」における福祉国家の理念の変化について述べることにする。それは「福祉改革の新たな契約主義的アプローチ」（Gerhard et al. 2002: 121）と呼ぶことができる。本来、「契約」概念は18世紀以降の近代社会の基本的なコンセプトであり、それは国家と市民との関係を規定するものであった。しかし20世紀後半、1980年代以降の福祉国家の「縮減」と個人主義化を背景として政府は社会保障、教育、健康や社会的ケアのサービスをめぐる供給者としての国家と受給者としての市民（市民としての個人）との関係に改めて「契約」概念を用い

(4) 池本美香「待機児童 保育への投資はハイリターン」（池本 2016）。大竹文雄「就学前教育の重要性と本書の意義」（大竹 2015）など。

(5) ヘックマンは2000年にノーベル経済学賞を受賞した。受賞理由は、人々が自発的にさまざまな選択をした結果から得られる現実のデータを用いた場合に、自発的選択によって生じる計測の歪みを修正する方法を開発したことである。その手法を用いることによって、所得格差の説明にさいして「成人への職業訓練の効果」や「学校教育の効果」が小さいと判断した（大竹 2015：115）。そこから、人的資本の差に関して、就学前の幼児教育への投資が最も効率的であるという結論を導いた。同時に、アメリカの大学で行われている、クォータ制などのさまざまな平等政策の効果が小さいことも明らかにした、と言われている（同上）。

(6) 以下、「1」の内容は、原（2016：第8章、193-195、201-203）を加筆・修正したうえで再掲したものである。

るようになった。それが「福祉の契約主義（welfare contractualism）」である（White 2003: 15）。「福祉の契約主義」はすでに、80年代以降の「新自由主義」のもとで導入されたのであるが、ニューレイバーはその思想を引き継いだと考えられる。以下、「福祉の契約主義」とその独自の平等概念である「資産の平等主義（asset egalitarianism）」がどのように「社会的投資アプローチ」を導くのかについて検討しよう。

（1）「第三の道」における福祉国家の論理——福祉の契約主義

国家と市場と市民との間の関係を規定するこの「契約主義」は、福祉国家の基本的性格を形作る。80年代、すでに保守党政権下で導入された「福祉の契約主義」は、その後、ニューレイバーによって引き継がれることになる。最も典型的なのはNHS（National Health Service）における「内部労働市場（internal market）」の導入である⁽⁷⁾。1997年のNHS白書『近代的で信頼できる新たなNHSへ』では90年代の初めに保守党政権下で導入された「内部労働市場の弊害」（Department of Health 1997）をなくすとしながらも、その一方、公私の「パートナーシップにもとづいたシステム」（*ibid.*）が必要であると述べられている⁽⁸⁾。公私の「パートナーシップ」による「福祉の混合経済」の方向性は「準市場（quasi market）」に典型的である。「準市場」とは、1980年代末から90年代にかけて、ハワード・グレンスター（Howard Glennerster）やジュリアン・ルグラン（Julian Le Grand）によって提唱された公共政策の理論的枠組みである（Glennerster 1991；Le Grand 1991）。わが国においても、2000年に始まった公的介護保険制度によって、すでに「準市場」が導入されているのであるが、その財政原理は明確に「契約制の導入であり、競争原理の導入である」（駒村 1995:276）⁽⁹⁾と言えよう。さらに、2015年4月から施行された「子ども・子育て支援新制度」においても「保育所と幼稚園への選択と競争の導入——準市場とサードセクターの再構築」⁽¹⁰⁾が実行に移されている。

ところで、周知のように、イギリスにおけるニューレイバーの「第三の道」に先だって、アメリカでは民主党が政権に就いた。両者の政策概念は極めて類似している。1991年、ビル・クリントンは大統領選出馬にあたって「国民と政府との厳粛な合意」としての「新しい盟約」について述べている。政府は「機会を提供し、……責任を呼び起こし、われわれ偉大な国民にとって共同体の意味を復活させる」（White 2004：27-28）、と。クリントンはその後1992年に大統領に選出されるにあたって「われわれの知っている福祉をやめよう（end welfare as we know it）」と宣言した。そ

(7) 1980年代、サッチャーによってNHSに導入された「内部労働市場」については、宇沢・内橋（2009：10-11）を参照。

(8) 「第三の道」におけるパートナーシップについては、Lewis（2004）に詳しい。ルイスはコミュニティケアの実例にもとづきながら、「調整者」として想定されている国家の役割が現実には困難に直面していること、質の高い福祉を安定して長期に供給するという課題に対して、行動原理を異にする公私のパートナーシップの難しさを指摘している。

(9) その後、駒村（2008）は、介護保険制度の抱える問題点を指摘するなかで、「準市場メカニズムと規制緩和が混同され、より純粋に市場メカニズムが求められるようになったこと」（同上：6）を指摘して、自らの見解の一部修正を行っていると考えられる。

(10) 2015年2月のREITI主催の政策シンポジウムにおける後房雄氏の講演テーマより。後（2015）参照。

れから4年後の1996年には公約どおり「個人責任と就労機会調整法」(PRWORA, Personal Responsibility and Work Opportunity Reconciliation Act)を成立させている。このPRWORAによってアメリカでは史上初めて貧困救済に対して時間制限が導入されたのである。1930年代に成立した「扶養児童世帯扶助」(AFDC, Aid to Families with Dependent Children)は「貧困家庭一時扶助」(TANF, Temporary Assistance to Needy Families)に変わり、支給年限は生涯で5年間、継続受給は2年間という規定が導入された⁽¹¹⁾。

一方、イギリスにおいて労働党は1992年の総選挙で優位であると言われながらも敗北した後に、当時の党首であったジョン・スミスによって社会正義に関する独立の委員会が設立された。この委員会はペバリッジ報告以来の50年間の社会政策を再検討し、1994年に『社会的正義——国民の再生のための戦略 (Social Justice : Strategies for National Renewal)』(Commission on Social Justice 1994)を発表した。また以下の文章は、1993年、Arnold Goodman Charity Lectureにおけるブレアの講演の一部であるが、それは社会的正義の基本理念である「福祉の契約主義」の考え方を簡潔に表現するものとなっている。

「現代のシチズンシップの考え方は権利を与えるが義務を要求する。敬意を示すが見返りを要求する。機会 (opportunity) を与えるが責任 (responsibility) を求める……これらがすべて一緒になってコミュニティについての現在の見方を再構成する考え方を形づくることになる。そこでは相互依存と独立の双方が認められるし、強力で団結力のある社会の存在は個人の向上心の達成や進歩にとって本質的である。」(Blair 1996 : 218, 220 ; White 2004 : 27)

以上に見られるように、「第三の道」における政府と市民との「新しい契約」(Department of Social Security, 1998 : 80)の内容とは、政府による「機会 (opportunity)」の提供と市民の「責任 (responsibility)」との関係、そして強力なコミュニティの存在ということになる。この「機会」とは労働機会であり、「責任」とは労働責任である。そしてコミュニティはそれらが機能するための生活の質を規定する空間を形作ることになる。さらに以下の『社会的正義』では、この労働が雇用労働であることと、welfare to workの思想が明確に述べられている。

「労働はわれわれの生活の中心であり、有償労働も無償労働もわれわれの必要を満たし、富と分配のための資源を生みだす。……しかし貧困から抜け出すためには有償労働が最良の道であるとともにディーセントな生活水準の達成を望みうる唯一の方法である。……労働は福祉の一部である。……」(Commission on Social Justice 1994 : 151)。

(2) 資産の平等主義

「第三の道」の基本的コンセプトは個人主義にもとづく「福祉の契約主義」である。それは「求

(11) わが国においても、2002年に母子世帯の福祉に関する一連の法改正が行われた。それは、「歴史上初めての抜本的改革」と言われており、「児童扶養手当中心の支援」から「就業・自立に向けた支援」への政策転換と呼ばれている(藤原2004;下夷2008)。

職者協定」にみられるように、政府による労働「機会」の提供と、それに対する個人としての市民の労働「責任」との関係である。そしてそれが福祉改革すなわち welfare to work を根拠づけることになる。一方、ホワイトがいうように、「第三の道」には「平等」に関する明確な概念が存在しない。それにかわるものとして、「資産ベースの平等主義」という独自の考え方が、社会的排除と包摂に関する政策の中で展開されている（White 2004：30）。またその「平等主義」は、「社会的投資国家」（Giddens 1998 = 1999）の文脈に位置付けられることになる。

すなわち、ここで言われる「資産ベースの平等主義」の内容は以下のとおりである。まず国家による福祉の供給は単に不利な状況を軽減することに求められるのではなくて、人々が不利な状況に陥ることを避けることができるような資産形成に向けられるべきである（White 2004：30）。ここで、二つの主要なターゲットが選ばれる。一つは、将来の労働者・市民である子どもへの人的投資。もう一つは、排除されたコミュニティへの投資である。すなわち将来の良質な教育を受けた労働力はポスト工業社会の知識経済にとって本質的であるとともに、所得の平等に資するということになる。子どもへの投資は「社会的投資戦略の中心」（Lister 2006：53）となる。具体的政策としては、「チャイルド・トラスト・ファンド（Child Trust Fund）」や「シュア・スタート・プログラム（Sure start program）」などがあげられる。しかし現実には、それらの政策は、「選択」と「競争」の導入によって、市場の「効率性」を利用するという形をとる。そのような方向性を明確に表しているのが、2005年のブレアの *Queen's Speech* である。そこでブレアは、ニューレイバーにとって極めて本質的な事柄は、「社会的繁栄が社会的正義に結びついている」という主張のもとで、積極的に「公私のパートナーシップ」を採用し、NHS（National Health Service）、学校、福祉改革全般に「多様な供給」主体を導入すると述べる（Stewart, Sefton, and Hills 2009：13）。その結果、2007年の調査によれば、イギリスの働く母親の5人に一人が市場化された保育の支払いに困難を感じているとされている（Stewart 2009a：63）⁽¹²⁾。

（3）社会的投資アプローチと社会的排除・包摂

以上に見られるように、「第三の道」の独自の平等概念は「資産ベースの平等主義」である。それは、排除されたコミュニティと貧困な子どもへの社会的投資によって将来的に「平等」をもたらすという。本来、社会的排除という概念は1974年、フランスの社会保障政策において初めて使用されたのであるが、そこでは現在の使用のされ方と異なる意味合いを持っていた。すなわちそれは「ひとり親、障がい者、病弱な高齢者、虐待を受けている子どもたち、麻薬常習者、多くの問題を抱えた家庭など」、社会的保護システムによって包摂できない多数の社会集団を指していた。その後、80年代における大量の失業者の存在のもとで社会的排除は、労働市場への参加の失敗によって「社会的ネットワークから切り離された」人々をさすことになる。そこには、デイリーとサラチエーノが言うように「イデオロギー上の変化」がある（Daly and Saraceno 2002：85.）。事実、EUでは1989年に「労働者の基本的権利のためのコミュニティ・チャーター」が宣言され、1990

(12) ニューレイバーにおける保育の市場化については、ヘレン・ペン（Penn 2007）および原（2015）参照。ペンは1997年から2006年までに企業による保育園が実に7倍に増加したと述べている（*ibid.*：192）。

年には「社会的排除への取り組みにむけての監視」が開始される。「第三の道」における社会的排除と包摂という言葉もこのような文脈に位置づけられる。

したがってまず、社会的包摂は、一方で、ワークフェア政策のもとで労働責任をととした社会への参加を意味する。そして他方では、排除された地区の子どもへの社会的投資とともに社会的コントロールと親の行動への規制を強化する (Lister 2006: 55)。例えば1998年の「犯罪と騒乱に関する法律 (The Crime and Disorder Act)」や2003年の「反社会的行動に関する法律 (Anti Social Behaviour Act)」では、子どもに対する親の監督、子どもの夜間外出禁止や反社会的行動などが規定されている。例えば子どものずる休みが続く場合には親に罰金が科せられたり、投獄されうる場合もある (*ibid.*) という。市民による自由に関する監視団体である「リバティ」は1997年以降、16歳以下の子どもたちの権利が浸食されつつあると述べている (*ibid.*)。

2 社会的投資アプローチと人的資本論

前述のようにイギリスでは、1997年に労働党が18年ぶりに政権をとって以降、「第三の道」の社会的投資アプローチによって、子どもの貧困問題は政治的に最も重要な課題となった⁽¹³⁾。トニー・ブレアは選挙で勝利した直後の演説で、「忘れられた地区と、忘れられた人々を失くす (no forgotten people and no no-hope areas)」として、子どもの貧困対策への強い決意を述べた。その後、*Opportunity for All* (1999) の中で、2020年までに子どもの貧困を撲滅し、中期目標として2010年までに半減するとした⁽¹⁴⁾。それは、子どもの貧困に対して、私的責任とともに公的責任を明確に認めたという点において、またイギリスにおける過去20年間の家族に対する私的責任論と比較して画期的であった⁽¹⁵⁾。しかし、その基本的思想は、「契約によって貧困から脱する (contract out of poverty)」(Stewart 2009a: 64) というものであった。本節では以下、ニューレイバーによる子どもの貧困対策について考察する。

(1) 子どもの貧困対策とワークフェア⁽¹⁶⁾

ニューレイバーによる子どもの貧困対策では、*Supporting Families* (Home Office 1998) や、*The National Childcare Strategy* (DfEE 1998) において示されたように、次の三つの課題が提起された。① Sure Startによる保育サービスと家族サービス、②税と補助金によって家族に財政支

(13) 「第三の道」における社会民主主義の理念とそれをめぐる論争については原 (2016) 第8章を参照されたい。

(14) トニー・ブレアは、1997年の選挙に勝利したあとすぐに、Peckamに赴いてスピーチを行った。そこは、1967年から77年にかけてサウス・ロンドンのスラムの人々を救済する目的で28.5ヘクタールに及ぶ広大な場所につくられたコンクリートの巨大な住宅群である。この地区では半数の住人が住宅給付を受け取り、5世帯のうち1世帯は職についておらず、人口密集度は平均の3倍である。Peckamはニューレイバーの福祉改革の象徴であった。Stewart (2009a) 参照。

(15) ニューレイバーによる社会民主主義の立場は、労働「機会」の提供と、労働する「義務」、そしてそれを可能にする空間としてのコミュニティの存在である。

(16) イギリスにおける保育政策の展開と、ニューレイバーにおける保育の市場化については、原 (2016) の第5章を参照。

援をおこなうこと、③家族に雇用の権利を増やすことによって、仕事と家庭のバランスを援助すること、である。

以上の三つの課題は、保育サービスとワークフェアを一体化するというニューレイバーの政策の両輪をなすものである。2003年にだされた教育訓練省の指針（DfES 2003）によれば、Sure Start Local Programmes（SSLP）はChildren’s Center（CCs）に移行するとともに、CCsは三つの局面をへて、貧困地域にターゲットをしぼった選別的サービスから普遍的サービスに移行するとされた。三つの局面とは、まず2004年から2006年にかけては現存のSSLPをCCsに転換する、2006年から2008年は、あらたに創設されたCCsによって、30%を占める貧困地域をカバーする、そして2008年以降は高所得の地域に対してもそれまで制限されていた保育サービスを展開するというものである。

こうして、ニューレイバーは三つの局面をへて、普遍的保育サービスという保育政策の「主流」を指向することになった。そのような意味においては、従来のイギリスの保育政策を特徴づける選別的政策からの決別をうたったと言えるだろう。しかし、その保育政策の「主流」化は、2004年以降、SSLPからCCsへの移行とともに、ワークフェアの性格が一層強化されていく過程でもあった。そのターゲットは、貧困な世帯のひとり親の女性に向けられたといわれている。つまり「福祉から就労へ（welfare to work）」というワークフェア政策のもとで、子どもたちの母親、とくにひとり親の女性たちは福祉給付と労働「機会」の提供にたいして、労働市場への参加を半ば「強制」されていった。保育の窓口にはJob Center Plusが併設されるとともに、CCsは多様なサービスの「ハブ」（DfES 2003）となった。すなわち、子どもの保育と初期教育を担う地方政府の保育サービス、ボランティアや企業保育サービス、健康相談、無職の親への雇用斡旋の窓口という多様なサービスのいわば混合経済の「傘（service umbrella）」（Lewis, Cuthbert and Sarre 2011：36）の役割を担ったのである。LSEの研究グループ（*ibid.*）による、ロンドンのCCsの24機関と37人のスタッフへの聞き取り調査の結果によると、CCsは必ずしも建物があるわけではなくて、Nursery Schoolと入口を共有したオフィスの性格が強かったという。また、あるスタッフは、CCsのことを保育と雇用斡旋の「ショッピングセンター」（*ibid.*：49）と呼んだ。つまり、CCsは、いくぶん、「バーチャル」（*ibid.*：37）な性格をもっていたと言えるのである。

その結果、ニューレイバーによる子どもへの社会的投資戦略は、二つの相異なる現象、一方における相対的貧困率の減少と他方における所得格差の拡大をもたらした。LSEの社会的排除防止センター（Center for Analysis of Social Exclusion, CASE）のキティ・スチュアートによれば、子どもの貧困率（相対的貧困率、住宅費給付前）は、1996／97年と2006／7年を比較すると、16%の低下であり、貧困率の持続期間も、例えば過去4年間のうち3年間、貧困線以下で過ごした子どもの割合は、1994／97年における17%から2002／05年における11%へ減少した。政府の公約には届かない値だが（目標は、相対的貧困率の25%減少）、数字上は着実な成果をあげたといえよう。しかしその一方、あらたな問題を生じさせた。それは所得格差の拡大である。所得の不平等は1996／97年以降、一時下落したとはいえ、2004／05年には上昇しはじめて、2006／07年には1996／97年レベルに戻っている（Stewart 2009a：428）。一方における相対的貧困率の上昇と、他方における所得格差の拡大の意味するところは何か。すなわち、ひとり親の女性たちは、子

どもの貧困対策のもとで、労働市場に「包摂」された場合においても、そこで経験する非正規労働と低賃金労働市場のマージナルな位置に身を置くことになっているのではないだろうか⁽¹⁷⁾。

(2) 「幼児教育の経済学」と人的資本理論

こうして「第三の道」による社会的投資アプローチは、「効率性と公正の新たな同盟」にもとづいて将来の市民としての子どもに投資を行うという政策を導くことになった。それはさらに、理論的には、人的資本論および認知心理学や脳科学による一連の幼児発達に関する研究成果に結びついてきた。事実、1997年に開始された大蔵省の『包括的歳出評価 1999～2001 (*The Comprehensive Spending Review*)』⁽¹⁸⁾には、レオン・ファインスタイン (Feinstein 1998) とジェイン・ウォルドフォーゲル (Waldfogel 1999) による、社会階層と子どもの教育水準に関する調査研究が、政府による貧困地区の子どもへの投資政策の「根拠資料 (evidence)」として挙げられていた (Stewart 2009b : 48)。ファインスタインはイギリスにおける4歳以下の子どもの教育上の発達がその後の教育成果に与える影響について調査した。そこでは、22か月と42か月の幼児からサンプルが選ばれ、その子どもたちの社会的養育環境と、子どもたちが5歳児、10歳児に成長した時点の教育水準の相関関係が調査された。ファインスタインの研究の理論的前提は、「教育は将来、諸個人の生産性に現れる」がゆえに、「諸個人の生産性が上昇するように支援することが間接的に、将来の所得の増大をもたらす」(Feinstein 1998 : 2) という人的資本論である。それはさらに教育の経済学に結びつく。すなわち、子どもたちの教育成果に対する貢献度は、学校の質よりも、子どもたちに対する「親の教育に対する関心」(*ibid.*)の方がより大きいという。それは、五分位で評価された各世帯の所得階層と子どもへの関心度の高さの相関関係として示された。つまり所得階層が上位にいくほど、子どもの教育に対する親の関心度が高まるという正の関係がみられるという。

一方、ウォルドフォーゲル (1999)⁽¹⁹⁾ は、ランド研究所 (Rand Institute) による幼児教育研究、そして1960年代にアメリカに導入された、貧困家庭の子どもたちに対する就学前の幼児教育である「ヘッド・スタートプログラム」の長期的影響に関する調査研究、およびアメリカの国立小児保健発達研究所 (National Institute of Child Health and Human Development, NICHD) による育児研究などの成果にもとづきながら、幼児教育のもつ潜在的利益について明らかにした。ウォルドフォーゲルは、アメリカの経験に照らしてイギリスの現状を分析して、イギリスではいまだ二つの

(17) ニューレイバーが、1997年に社会的排除防止局 (Social Exclusion Unit, SEU) を設けたときに、それに対して54人の社会科学の教授たちが、1997年、*Financial Times* への手紙の中で、SEUの設立を「歓迎」とともに、一方で、所得の再分配がないと批判した。それがなければ、ニューレイバーの貧困対策は、「一方の手を縛られた」状態のままであるというのである (Hills, Sefton, and Stewart 2009 : 9)。

(18) イギリスの予算は毎年の議決を要する単年度予算であるが、単年度予算が複数年の支出計画をもとに編成されることに特徴がある。この複数年の支出計画をSR (Spending Review) という。SRは、ブレア政権によって導入されたものであり、基本的には3か年度を基準期間とし、2年ごとに策定されている。最初のSRが、1998年7月にイギリス大蔵省により公表された、*The Comprehensive Spending Review : New Spending Plans 1999-2001*、である (稲田 2010 : 58)。

(19) ウォルドフォーゲルは当時、コロンビア大学の准教授であり、同時に、ロンドン大学の社会的排除研究センター (Center for Analysis of Social Exclusion, London School of Economics) のメンバーであった。本論文は、イギリス大蔵省のワークショップのために準備されたものである。

ことが明らかでない」と指摘した。一つは、幼児に対して現時点で、どのようなタイプの育児が行われているのか。もう一つは、イギリスの貧困な子どもたちに対して最良の結果を生み出すためには、どのようなタイプの政策的な初期介入が必要であるのか、ということである（Waldfoegel 1999 : iii）。その後、「第三の道」における社会的投資アプローチは、ファインスタインやウォルドフォーゲルによる研究成果に根拠づけられることになった。すなわちそれらはブレアによって導入された「シユア・スタート」プログラムや、「就学前の子どもに対するサービスへの実質的な投資」（Stewart 2009b : 48）の指針になったのである。

4 エスピン・アンデルセンの「平等と効率の福祉革命」

前述のように、エスピン・アンデルセン（2009 = 2011）はその著書、*The Incomplete Revolution : Adapting to Women's New Roles* ⁽²⁰⁾ のなかで、「ジェンダー平等均衡 *gender-equality equilibrium*」（*ibid.* : 172 = 177）という概念を用いて、新しい「福祉革命」とは効率性と公平性を適応させること、すなわち「パレートの意味で真に最適なモデルをつかむこと」を目指しているという（*ibid.* : 3 = 5）。その具体的政策は、恵まれない所得階層の世帯の子どもへの投資という平等政策であり、それが結果的に社会総体の「ジェンダー平等均衡」と効率性を実現するという。以下で見るように、「ジェンダー平等均衡」とは、かつてエスピン・アンデルセン（Esping-Andersen 1990 = 2001 ; 1999 = 2000）が福祉国家類型化にさいして提起した三つの指標のうち「脱家族化」指標を、社会的投資アプローチによって発展させることを試みた「ジェンダー平等」論であると考えられる。

(1) 「脱家族化」指標

エスピン・アンデルセンは福祉国家類型化にさいして「脱商品化」指標、「階層化」指標、そして「脱家族化」指標という三つの指標を提起した⁽²¹⁾。そのうち、「脱家族化」指標は、「社会政策（または市場）が女性に『商品化』のための自律性、あるいはまず何よりも独立世帯を築き上げるための自律性を与えられるかどうかの度合い」（*ibid.* 1999 = 2000 : 訳 87）である。それは、1990年の著作『福祉資本主義の三つの世界』（*ibid.* 1990 = 2002）に対するフェミニストによる批判を受け入れることによって提起された。フェミニストは、福祉国家における「脱商品化とは、それが男性稼ぎ主モデルを前提にする限りジェンダー不平等を再生産し続ける」と批判した。それに対してエスピン・アンデルセン（1999 = 2000）は、その批判を受容して以下のように述べた。

「1980年代の福祉国家論を背後で強力に支えてきた政治経済学は、家族への関心をよみがえ

(20) 本書の邦訳タイトルは、『平等と効率の福祉革命——新しい女性の役割』（大沢真理監訳、2011年、岩波書店）である。

(21) 「脱商品化」指標とは、個人あるいは家族が市場参加の有無にかかわらず社会的に認められた一定水準以上の生活を維持できることがどれだけできるか、というその程度である。また「階層化」指標とは、福祉国家が社会関係を形作る「能動力」を表すとされている。すなわち、福祉国家の政策プログラム（サービスの提供と所得補償）と所得の再分配効果とを関係づける概念である（Esping-Andersen 1990 = 2001）。

らせるうえで、ほとんど何の役にも立たなかった。その分析の焦点は、国家と市場との間の闘いという問題に限定されており、家族に目が向けられるのは階級基盤の中核としてか、あるいは分配結果の受け皿、脱商品化の受益者であるかぎりでのことであった」(ibid.: 訳 82)、「家庭があらゆる福祉レジームの核となる構成要素であるということを、この批判は厳しく心に刻ませてくれる」(ibid.: 訳 35)⁽²²⁾。

けれども、エスピン・アンデルセンの「脱家族化」指標は、あくまで市場における有償労働に基づいている。すなわちそれは、女性の労働市場への進出を促す社会政策あるいは市場による家族サービスの程度をあらわすものである。具体的には、「家族サービスへの公的支出」「デイ・ケアの普及率」「ホーム・ヘルパーの普及率」(ibid.: 訳 83) からなる。これらの「家族のコスト」(Esping-Andersen, 1990 = 2001: 訳 31) の社会化は、女性が有償労働に従事することによって、男性と同様に脱商品化を達成するための指標とされているのである。一方、家庭における育児や介護からなるケアについては、まとまった言及が見られない。実際、エスピン・アンデルセンは「母親の雇用(と家庭経済)の展望を切り開こうとするなら、……父親をさらなる無償労働へ向かわせるよりも、デイ・ケアを拡充する方が効果的である。男性の家事参加を促す政策は、ジェンダー論の立場からは平等主義的な政策と見えるかもしれないが、[男女] どちらにも有利な戦略とは思えない」(ibid.: 訳 96) という。つまり「脱家族化」指標とは、女性が市場における有償労働に就くことによって「脱商品化」という社会的諸権利を獲得することを含意している。そこにはケアの市場化に対する楽観的展望が前提されている。

(2) 平等と効率の福祉革命

エスピン・アンデルセンは、2009年の著書(Esping-Andersen 2009=2011)においては、フェミニストによるジェンダー平等の主張に対して、それが不必要なまでに「イデオロギー的」であること、実際には「より優れたパレート成果をみつけようとする合理的行為」(ibid.: 訳 17)によってフェミニストと同じ教訓と結論に達することを示すことができるという。すなわちそれが、「平等と効率性の福祉革命」である。

実際、「脱家族化」によるジェンダー平等とそれが社会全体の効率性を増加させることが、「複数均衡社会のダイナミクス」⁽²³⁾(ibid.: 訳 14)として論じられる。すなわちエスピン・アンデルセンは、20世紀の後半の20～30年から現在に至る過程を、戦後の核家族に典型的な、男性が稼ぎ主、女性が主婦で若年のうちに結婚し第一子を出産するという「ベッカー均衡」(ibid.: 訳 12)の段階から、女性が自らの人的資本投資に努め、経済的自立を希求し生涯を通じて有償労働に従事しようとする「ジェンダー平等均衡」(ibid.: 訳 12)への新たな段階への過渡期に位置付ける。しかし、

(22) エスピン・アンデルセンに対するフェミニストによる批判は、原(2016)の第6章「社会的ケアとケアレジーム」を参照されたい。

(23) エスピン・アンデルセンは、クルーグマンによる「複数均衡ダイナミクスのマクロ経済理論」に言及している。この理論によれば、所与の要素の生産性がシフトすると収益に対する新しい期待が生じ、それがまた自己実現的な予言となって、産業資本主義の成熟を加速させるという(Esping-Andersen 2009=2011: 訳 14)。

その過渡期とは、大多数の人々にとって吸引力が存在しない「第三の不安定な均衡」（*ibid.*：訳13）を意味しており、例えば少子化のように「最適に満たない成果しか生まない」（*ibid.*）という。それが「未完の革命（*Incomplete Revolution*）」（*ibid.*）ということになる。

さらに「ベッカー均衡」から「ジェンダー平等均衡」への過渡期における「第三の不安定な均衡」は「現代の逆説」（*ibid.*：訳57）と言い換えられる。「現代の逆説」とは「ジェンダー平等を希求することが、地位の高い女性のあいだに集中していることにより、「社会的不平等」と「社会の二極化」そして「新しい社会的リスク」が生じていることを指す。すなわちエスピン・アンデルセンは以下のように述べる。

「第一に、所得の不平等が高まる潮流がある。その起源には、スキルに対する経済的収益の変化、家族構造の変化、そして（未完）の女性の革命がある。第二に、就業者が多い世帯と就業者が乏しい世帯とに社会が二極化している兆候……。第三に、シングルマザーのように伝統的に脆弱だったグループで、リスクがさらに強くなる傾向がある。というのは、離婚のパターンとシングルマザーになることが、ますます教育年数の短い人々に偏っているからである。最後に、以上と密接に相関して、子どもにたいする親の投資もより不平等になっているという兆候がある」（*ibid.*），という。

エスピン・アンデルセンは、ジェンダー革命の事例として、しばしばスウェーデンとアメリカを対比するのだが、その指標は、労働市場における女性の就業率上昇と世帯内所得に占める女性の所得比率の増大である。例えばスウェーデンとアメリカでは、女性の就業率が、1950年代には35%前後であったのが、いまやスウェーデンでは75%、アメリカでは71%であること、さらに世帯内所得に占める比率は約45%に達しているという。その結果、女性の家庭内における「交渉力」（Esping-Andersen et al. 2002：68；Esping-Andersen 2009 = 2011：訳35）⁽²⁴⁾は増大し、「女性のライフコースの男性化」（*ibid.* 2009 = 2011：訳22）、「男女の選好と行動の変化」という「ジェンダー革命」を生み出す。その一方、所得階層の「底辺」では、結婚市場の「同類婚」の傾向によって、すなわち「教育年数が短い男性も女性も、より伝統的なジェンダー規範を見せる……低スキルの女性は家事に専従するという役割を引き受けがちであり、ほとんどの国で彼女たちは、市場で労働力であり続けることにさほど執着していない」（*ibid.*：訳44）という。けれども、低所得層の女性に対して労働市場参加の機会が与えられるならば、「同類婚カップル」というのは、「似通った生産

(24) エスピン・アンデルセン（Esping-Andersen et al. 2002）は、女性が労働市場に進出して所得を得ることによって、家庭内に「新しいジェンダー契約（New Gender Contract）」が生じるという。また、ゲーム理論の交渉理論を用いて次のようにいう。「経済学の交渉の視角には、配偶者が異なる選好のセットをもち、あからさまではないにしても『脅迫点』を行使しながら、自分の選好を最大化しようとするのが組み込まれている。……脅迫に説得力をもたせるためには、パートナーの一方は、外部資源を動かさなければならない。つまり相手との関係から独立した資源をもたなければならない」（Esping-Andersen 2009 = 2011：訳35）。エスピン・アンデルセンは、ベッカーの家庭内の時間配分の理論が「合理的選択」理論であり、世帯内交渉は、夫と妻の相対的生産性の相違によるのに対して、ジェンダー規範の重要性を導入した交渉ゲーム理論の枠組みを採用する。原（2016）第1章は、エスピン・アンデルセンのこの理論的枠組みを、フェミニスト新古典派理論に分類している。

性」をもっているがゆえに「少なくとも市場労働にかんしては交渉力がものをいう」(ibid.) ことになる、と。

以上に見られるように、エスピン・アンデルセンの理論的枠組みの特徴は、ゲーム理論による「複数均衡のダイナミクス」論ということになる。すなわちここでは、結婚市場の「同類婚」の傾向と所得階層の分断の固定化、家庭内における女性の交渉力とそれに伴う男女の選好の変化のもとで、「均衡」という「自己再生産的」(ibid.: 訳 11) 概念の移行が説明される。すなわち「ベッカー均衡」から「ジェンダー平等均衡」状態への移行である。移行の内生的要因は、女性の労働市場進出による所得の増大と家庭内交渉力の増大であり、他方、その外生的要因は家族政策などの社会政策であるといわれる。

(3) 「現代の逆説」と社会的投資アプローチ

前述のように、エスピン・アンデルセンの理論においては均衡状態移行期の「第三の不安定な均衡」の原因は、女性の自立が所得の上位層にのみ集中して、社会的不平等を拡大していることに求められている。それが「現代の逆説」と呼ばれる。エスピン・アンデルセンは、そのような不平等を克服するための社会政策を二つの道筋で論じている。

一つは「女性の交渉力」を改善するための「母親に優しい」政策を可能にする、「中立的な個人単位の課税制度、雇用保障のある有給の出産・育児休業、そして政府の補助のある保育サービスなど」(Esping-Andersen 2009 = 2011: 訳 93) である。また、「家族への公的な所得移転が女性の名義で彼女の個人口座に支払われる場合には、女性の交渉力は顕著に改善される」(ibid.) という。

第二は、子どもに対する初期教育への投資政策である。エスピン・アンデルセンは、子どもを「積極的な集合財」とする。そして、ヘックマンの就学前幼児教育の理論に言及して、現代の知識経済においては、「リーダーシップ能力、コミュニケーション能力、イニシアティブの発揮、あるいは事前に計画をたてるといった非認知的スキルが、現代の企業で成功するためにますます決定的となる」(ibid.: 訳 119) という。そして、アメリカにおける「ペリー就学前プログラム」や「アベセダリアン・プログラム」による「恵まれない子どもを対象とする良質なサービス」(ibid.: 訳 137) に関する研究を参照しながら、本プログラムに参加した子どもについて次のように述べている。「質の高さに定評のあるアベセダリアン・プログラムに参加した子どもの場合」、「高校中退のリスクは32%低下し、大学進学チャンスを因子にして3ポイント上昇させた」、「27歳にいたるまで1ドルの支出ごとに5.7ドルの見返り〔収益〕がある」(ibid.)、と。またアメリカの都市研究所の推定によれば、子どもの貧困が生み出す「社会的費用は、同国のGDPの4%に相当する」(ibid.: 訳 119) と述べている。

(4) エスピン・アンデルセンによる「ジェンダー平等均衡」論とケア視点の欠如

これまで見てきたように、エスピン・アンデルセンの「ジェンダー平等均衡」論の第一の特徴は、複数均衡ダイナミクス論という方法にある。すなわちここでは、戦後福祉国家を規定した男性稼ぎ主モデルを「ベッカー均衡」と規定し、20世紀後半から現在に至る過程を「ジェンダー平等均衡」への移行の「複数均衡状態」と規定する。そしてその「複数均衡」は、エスピン・ア

ンデルセンの理論の第二の特徴、つまり「社会的不平等」と「社会的二分化」の基礎には、女性の二分化、すなわち高所得で教育水準の高いグループと、低所得で教育水準の低いグループによる個人主義的な「選好」および「同類婚」にもとづく2つのタイプの家族が存在するという前提に基づいている。そこから、複数均衡の状態から脱出して、あらたなパレート最適状態に至るためには、低所得層の家庭の子どもへの社会的投資によって、将来の市民としての子どもの教育水準を上げるとともに、その母親の労働市場進出を推進するという政策が導出される。その結果、「ジェンダー平等等衡」と「平等と効率の福祉革命」が達成されるという。

しかしここでは二つの問題点を指摘することができる。一つは、所得階層および教育水準と、「男性稼ぎ主モデル」および「ジェンダー均衡モデル」を直結させることができるのかという疑問である。したがってここでは、「ジェンダー均衡モデル」とされる高所得世帯におけるケアを誰が担っているのかという実態もまた、曖昧なままであり不可視である。

さらに、もう一つの問題として、エスピン・アンデルセンのモデルには、ひとり親世帯、とくに母子家庭世帯が基本的に排除されることである。したがって、労働市場では稼ぎ手であり、家庭ではケアの担い手であるシングルマザーが、どのように「ジェンダー平等等衡」を達成するのは、明らかではない。エスピン・アンデルセンのいう、労働市場の有償労働に就くことによって「脱家族化」し、その結果、家庭内において「交渉力」を獲得するという論理は、シングルマザーにはあてはまらない。エスピン・アンデルセンは、「女性の男性化」、すなわち労働市場への女性の進出を述べながら、その一方、家庭内における男女役割分担の解消への言及は限定的である。すなわち、エスピン・アンデルセンには、ケアの市場化に対する楽観的展望が前提されている。そこには市場化されてもお残るケア「労働」の独自性、すなわち関係的で感情的で、市場の効率性の論理にはなじまないという性格についての理解は見られない。したがって、その論理は暗黙のうちに、ケアは女性の仕事ということになり、家庭における男女間の平等な関係は論理の内に入る余地がない。ジェーン・ルイスやキアラ・サラチエーノが言うように、エスピン・アンデルセンの「平等と効率の福祉革命」には、ケアの視点が欠如していると言えるだろう（Lewis 2010; Saraceno 2015）。

おわりに

本稿の課題は、福祉国家のあらたな方法論的前提である社会的投資アプローチの性格を明らかにすること、そしてそれがジェンダー平等とどのように関連するのかを批判的に検討することであった。そのため「1」では福祉国家の変容の性格は「福祉の契約主義」とワークフェアであること、さらに独自の平等概念は「資産の平等主義」であることを明らかにした。また社会的投資アプローチの事例として「2」ではニューレイバーによる子どもへの貧困対策、「3」ではエスピン・アンデルセンの「平等と効率の福祉革命」を考察した。以下、その内容をまとめることにしよう。

第一に、ニューレイバーの子どもの貧困対策としての社会的投資政策についてである。確かにニューレイバーは、貧乏なひとり親の世帯の子どもと、その母親に対して、画期的な費用を投入することになった。けれども本文で指摘したように、貧乏な世帯のひとり親のシングルマザーはワークフェア政策によって労働市場進出を半ば「強制」されることになった。その結果、シングルマ

ザーは労働市場に進出したけれども、マージナルで不安定な位置に置かれたのである。さらに、ニューレイバーの社会的投資政策の課題は二面性をもっており、一方では具体的な貧困削減目標を掲げながら、他方では貧困家庭の子どもの社会的包摂と将来に対する投資およびシングルマザーの労働市場進出の推進であった。現実には、ヘレン・ペン（Penn 2007: 373）が述べているように、保育の「準市場化」のもとで、1997年以降、2000年代に民間保育所が実に7倍に伸びたと言われている。結果的に保育のコストを上昇させ、保育の支払いに困る家庭は2007年時点で5人に一人に上っているといわれている（Stewart 2009b: 63）。

第二は、エスピン・アンデルセンの「ジェンダー平等均衡」についてである。エスピン・アンデルセンは、社会総体に「ジェンダー平等均衡」を達成するためには、低所得層の子どもへの社会的投資を行うことが重要であるという。その結果、低所得層の世帯において、「バックカー均衡」から「ジェンダー平等均衡」への移行が生じるといふ。すなわち、貧困な家庭とその子どもへの投資（保育政策と育児手当など）は、「子どものコスト」の社会化によって低所得層の女性の労働市場進出を促進し、家庭内「交渉力」を増大させる、という道筋である。他方、将来の市民としての子どもは「集合財」としてとらえられており、その社会的投資は、成人になってからのGDPを増大させ、着実な利益を生み出すという。前述のように、エスピン・アンデルセンはヘックマンに言及して、就学前の投資効果の高さは、15～17%であると言う⁽²⁵⁾。われわれはここでもまた、社会的投資の費用・便益計算による「エビデンス」がGDPなどのマクロ指標中心であることに注意する必要がある。ジェンダー平等のためには、ケアを誰が担うのかという社会的再生産の視点が必要であると考えられる。

かつて、ナンシー・フレイザーは、ジェンダー平等について、“*After the Family Wage*”（Fraser 1994）において「思考実験」（Rubery 2015: 515）を行い、ケアと労働の両立を達成するジェンダー平等のシステムである「普遍的ケア担い手モデル（universal caregiver model）」を提唱した。しかし、本稿で検討したニューレイバーの子どもの貧困対策とエスピン・アンデルセンの「ジェンダー平等均衡」論はケアの視点を欠落させた、もっぱら有償労働に依拠したモデルになっていると言わざるをえない。

（はら・のぶこ 法政大学大原社会問題研究所副所長・法政大学経済学部教授）

【参考文献】

- 池本美香（2016）「待機児童 保育への投資はハイリターン」『朝日新聞』2016年4月24日。
稲田圭祐（2010）「英国の複数年予算～制度的変遷と現行制度の評価」『立法と調査』No.305, 58-70。
宇沢弘文・内橋克人（2009）『始まっている未来——新しい経済学は可能か』岩波書店。
後房雄（2015）「日本における準市場の起源と展開——医療から福祉へ、さらに教育へ」RIETI Discussion Paper Series, 15-J-022, 1-28。
大竹文雄（2015）「解説 就学前教育の重要性と日本における本書の意義」ジェームズ・J. ヘックマン著

(25) つまりこの「エビデンス」が示すのは、一方における労働市場における有償労働の生産性効果であり、他方では、そのことによる社会保障削減効果である。ヘックマンは、一方では、子どもの就学前教育による非認知能力の向上の効果を提言するのであるが、その一方、学校における後天的な教育効果や職業訓練投資の非効率さと、アフーマティブ・アクションやクォータ制による所得格差の縮小の効果は小さいという（大竹 2015：115）。

- 『幼児教育の経済学』東洋経済新報社)。
- 駒村康平 (1995) 「英国における社会サービスへの市場メカニズム導入政策の研究体系——Quasi-Markets 研究の紹介」『海外社会保障情報』95 年秋号, 75-82。
- 駒村康平 (2008) 「準市場メカニズムと新しい保育サービス制度の構築」『季刊・社会保障研究』Vol. 44, No. 1, 4-18。
- 下夷美幸 (2008) 『養育費政策に見る国家と家族』勁草書房。
- 原伸子 (2015) 「イギリスにおける福祉改革と子どもの貧困——「第三の道」と社会的投資アプローチ」法政大学大原社会問題研究所／原伸子・岩田美香・宮島喬編『現代社会と子どもの貧困』(大月書店) 所収。
- 原伸子 (2016) 『ジェンダーの政治経済学——福祉国家・市場・家族』有斐閣。
- 藤原千沙 (2004) 「女性の所得保障と公的扶助」大沢真理編『福祉国家とジェンダー』明石書店: 199-232。
- Beveridge, W.H. (1942) *Beveridge Report: Social Insurance and Allied Service*, White Paper, London: HMSO. (W.H. ベバリッジ, 山田雄三監訳, 1969, 『ベバリッジ報告 社会保険および関連サービス』)
- Blair, T. (1996) *New Britain: My Vision for a Young Country*, London: Fourth Estate.
- Commission on Social Justice (1994) *Social Justice: Strategy for National Renewal*, London: Vintage.
- Daly, M. and Saraceno, C. (2002) 'Social exclusion and gender relations,' in Barbara Hobson, Jane Lewis and Birte Siim (eds.), *Contested Concepts in Gender and Social Politics*, Cheltenham, UK · Northampton, MA, USA.
- Department of Health (1997) *The New NHS Modern, Dependable*, London: Stationary Office
- Department for Education and Skikks (DfES) (2003) *Every Child Matters*.
- Department for Education and Employment (DfEE) (1998) *Meeting the Childcare Challenge*.
- Department for Social Security (1999) *Opportunity for All: Tackling Poverty and Social Exclusion*, London, DSS.
- Esping-Andersen, G. (1990) *The Three World of Welfare Capitalism*. Cambridge: PolityPress. (岡沢憲美・宮本太郎監訳『福祉資本主義の三つの世界』ミネルヴァ書房, 2001 年)
- Esping-Andersen, G. (1999) *Social Foundation of Postindustrial Economies*. Oxford: Oxford University Press. (G. エスピン - アンデルセン (渡辺雅夫・渡辺景子訳) 『ポスト工業経済の社会的基礎』桜井書店, 2000 年.)
- Esping-Andersen, Gosta and et al. (ed.) (2002) *Why We Need a New Welfare State*, New York: Oxford University Press.
- Esping-Andersen, G. (2009) *The Incomplete Revolution: Adapting to Women's New Right*, Cambridge: Polity Press. (エスピン = アンデルセン, イエスタ (2011) 大沢真理監訳『平等と効率の福祉革命 新しい女性の役割』岩波書店).
- Feinstein, L. (1998), "Pre-school Educational Inequality? British Children in the 1970 Cohort," *Centre for Economic Performance, London School of Economics*, no. 404, 4-34.
- Fraser, Nancy (1994) "After the Family Wage: Gender Equality and the Welfare State," *Political Theory* 22 (4): 591-618.
- Gerhard, U., T. Knijin and J. Lewis (2002) "Contractualization," in Hobson, Lewis, and Sinn eds., *Contested Concepts in Gender and Social Politics*, Cheltenham, UK. And Northampton, MA., USA.: Edward Elgar.
- Giddens, A. (1998) *The Third Way: The Renewal of Social Democracy*, Cambridge: Polity Press. (アンソニー・ギデンズ, 佐和隆光訳, 1999, 『第三の道——効率と公正の新たな同盟』日本経済評論社)
- Glennerster, H. (1991) "Quasi-Markets for Education?" *Economic Journal*, 1268-1276.
- Heckman, J.J. (2013) *Giving Kids a Fair Chance*, Boston: Massachusetts Institute of Technology. (ジェームズ・ヘックマン著, 大竹文雄 [解説] 古草秀子 [訳], 2015, 『幼児教育の経済学』東洋経済新報社)
- Home Office (1998) *Supporting Families: A Consultation Document*, London: Stationary Office.

- Jenson, J. (2009) "Lost in Translation : The Social Investment Perspective and Gender Equality," *Social Politics*, 16 (4), 446-483.
- Le Grand, J. (1991) "Quasi-Markets and Social Policy," *Economic Journal*, 101 (408), 1256-1267.
- Lewis, J. (2004) "What is New Labour? Can it Deliver on Social Policy?," in J. Lewis and R. Surender (eds.), *Welfare State Change : Towards a Third Way?*. Oxford University Press.
- Lewis, J. (2010) "Book Review: Gøsta Esping-Andersen (2009), *The Incomplete Revolution: Adapting to Women's New Roles*," *Journal of Social Policy*, Vol. 39, Issue 3, 483-484.
- Lewis, J. Cuthbert and Sarre. (2011) "What are Children's Centers? : The Development of CC Services, 2004-2008," *Social Policy and Administration*, 45 (1), 35-53.
- Lister, R. (2004) "The Third Way's Social Investment State", in *Welfare State Change : Towards a Third Way?*, edited by Jane Lewis and Rebecca Surender.
- Lister, R. (2006) "An agenda for children : investing in the future or promoting well-being in the present?," in Jane Lewis (ed.), *Children, Changing Families and Welfare States*, Cheltenham,UK · Northampton, MA, USA : Edward Elgar.
- OECD Social Affairs (2005) *Extending Opportunities : How active social Policy can benefit us all-Final Communiqué*.
- Penn, H. (2007) "Children Market Management: How the United Kingdom Government has reshaped its role in developing early childhood education and care," *Contemporary Issues in Early Childhood*, 8 (3), 192-207.
- Rubery, J. (2015) "Regulating for Gender Equality: A Policy Framework to Support the Universal Vision," *Social Politics*, Vol.22, No. 4, 513-537.
- Saraceno, C. (2015) "A Critical Look to the Social Investment Approach from a Gender Perspective," *Social Politics*, Vol. 22, No. 2, 257-269.
- Simon-Kumar, R. (2011) "The Analysis of 'Gendering' of the Post -Neoliberal State," *Social Politics*, Vol. 18, No. 3, 443-468.
- Stewart, K. (2009a) "Labour's Record on Inequality and the New Opportunities White Paper," *The Political Quarterly*, Vol.80, No 3, 427-433.
- Stewart, K. (2009b) "'A Scar on the soul of Britain' : Child poverty and disadvantage under New Labour," in Hills, J., Sefton, T. and Stewart, K. (2009) *Towards a More Equal Society?*, Bristol : The Policy Press.
- Stewart, K, Sefton, T. and Hills, J. (2009) "Introduction," in Hills, J., Sefton, T. and Stewart, K. (2009) *Towards a More Equal Society?*, Bristol : The Policy Press.
- Titmuss, R.M. (1974) *Social Policy : An Introduction*, edited by Brian Abel-Smith and Kay Titmuss, London, Beccles and Colchester : William Clowes & Sons, Limited.
- Waldfoegel, J. (1999) *Early Childhood Interventions and Outcomes*, CASE Paper. CASE/21, 1-20.
- White, S. (2003) *The Civic Minimum : on the Rights and Obligations of Economic Citizenship*, New York : Oxford University Press.
- White, S. (2004) "Welfare Philosophy and th Third Way," in *Welfare State Change : Towards a Third Way* edited by Jane Lewis and Rebecca Surender, Oxford : Oxford University Press.